

平成30年度

環境活動レポート

(平成30年8月～令和1年7月)

令和1年9月30日

有限会社 アバクリーン

〒840-0857 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1624番地5

1. 事業概要

I. 事業所名および代表者氏名

有限会社 アバクリーン 代表取締役 牧野 保博

II. 所在地

本社 〒840-0857 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸 1624 番地 5

TEL (0952) 25-0339 FAX (0952) 25-0397

佐賀事業所 〒840-0864 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字荻野 2221 番地 8

TEL (0952) 33-6125

伊万里営業所 〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町 285 番地 8

TEL (0955) 22-5922

III. 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 山田義光

事務局 北村保雄

連絡先 TEL 0952-25-0339 FAX 0952-25-0397

E-mail abaclean@po.bunbun.ne.jp

IV. 事業活動の概要（対象活動）

- ① 事業系一般廃棄物収集運搬業
(佐賀市、伊万里市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町)
- ② 産業廃棄物収集運搬業
- ③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (医療系廃棄物等)

V. 事業規模

- | | | |
|--------------------|---------|----------|
| (1) 受託処理量（詳細は別紙参照） | 2,836 t | （平成30年度） |
| (2) 従業員数 | 10名 | |
| (3) 事業所延べ床面積 | 299㎡ | |

VI. 法人設立年月日 平成4年4月20日

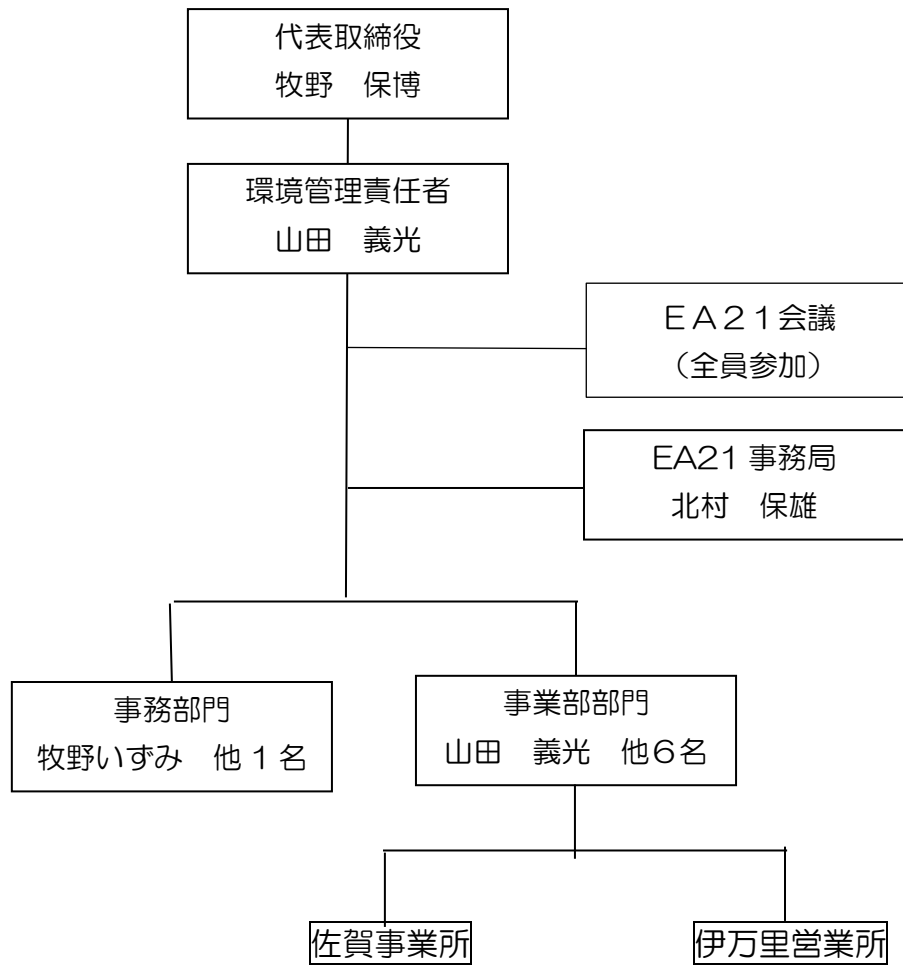
VII. 資本金 300万円

VIII. 売上高 12,100万円(平成30年度)

IX. 事業年度 8月～翌年7月

X. 処理料金 個別見積り

XI. 組織図 (対象組織)



XII. 許可内容

《一般廃棄物処理業許可一覧》

| 市町村 | 積換 保管 | | 許可の年月日 及び有効年月日 | 許可番号及び 文書番号 | 処理業 の区分 | 取扱廃棄物の 種類 |
|-----------|----------|---|-------------------------|------------------------------|------------|----------------------|
| | 有 | 無 | | | | |
| 佐賀市 | | ● | 平成30年4月1日 平成32年3月31日 | 第1023号 (許可番号) | 収集 運搬 | 事業系一般廃 棄物 (ごみ) |
| 小城市 | | ● | 平成31年3月1日 平成33年2月28日 | 小城市指令28小環廃 第18号 (許可番号) | 収集 運搬 | 可燃ごみ・不 燃ごみ |
| 神崎市 | | ● | 平成31年4月1日 平成33年3月31日 | 神崎市生環第17号 (文書番号) | 収集 運搬 | 事業系一般廃 棄物 (ごみ) |
| 吉野ヶ里 町 | | ● | 平成31年4月1日 平成33年3月31日 | 第6号 (許可番号) | 収集 運搬 | 事業系一般廃 棄物 (ごみ) |
| 伊万里市 | | ● | 平成30年4月1日 平成32年3月31日 | 伊万里市指令環27号 (文書番号) | 収集 運搬 | 事業系一般廃 棄物 (ごみ) |

《産業廃棄物許可》

| 産業廃棄物収集運搬業 | | | | 許可項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------|--------------------------|-----------------|------|----|----|----|-------|----------|-----|-----|------|--------|------|------|----------|-------------|-----|------|------|
| 都道府県及び政令都市 | 積替保管 有 無 | 許可の年月日及び有効年月日 | 許可番号 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 廃プラスチック類 | 紙くず | 木くず | 繊維くず | 動植物性残渣 | ゴムくず | 金属くず | コンクリートくず | ガラスくず・陶磁器くず | 鉱さい | がれき類 | ばいじん |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡県 | ● | 平成30年2月12日 平成37年2月11日 | 0400000 2112 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

《特別管理産業廃棄物許可》

| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | | | | 許可項目 | | | | |
|----------------|-------------|-----------------------|-------------|----------|----|----|----|-------|
| 都道府県及び政令都市 | 積替保管 有 無 | 許可の年月日及び有効年月日 | 許可番号 | 感染性産業廃棄物 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ |
| | | | | | | | | |
| 福岡県 | ● | 平成26年1月6日 令和8年1月5日 | 04050002112 | ● | ● | ● | ● | ● |

XIII. 施設等の状況

1. 運搬車両

| 車種 | 台数 | 配備状況 |
|-----------------|----|---------------|
| パッカー車 (4 トン) | 1台 | 佐賀 |
| パッカー車 (3.5トン) | 2台 | 伊万里 |
| パッカー車 (3 トン) | 3台 | 佐賀 |
| 保冷バン (3 トン) | 2台 | 佐賀 |
| 幌付き平ボデー車 (2 トン) | 1台 | 伊万里 |
| 貨物バン (2 トン) | 1台 | 佐賀 |
| パワーゲート車 (3 トン) | 1台 | 佐賀 |
| 軽貨物バン (0.35トン) | 1台 | 佐賀 |
| ダンプ車 (3 トン) | 2台 | 佐賀1台 伊万里1台 |
| 乗用車 (ハイブリット車) | 3台 | 佐賀 |

2. 対象範囲 (認証・登録範囲)

全組織、全従業員が対象

3. 環境方針

環 境 方 針

1、環境への取組として、特に次の事項に注力します。

- ① 収集・運搬車両のエコドライブを実践し、二酸化炭素の削減に取り組めます。
- ② 事業所での電気使用量の節約により、二酸化炭素の削減に取り組めます。
- ③ 水使用量の削減に取り組めます。
- ④ 事業所での廃棄物削減とリサイクル化に取り組めます。
- ⑤ 排出事業所への情報提供や分別の指導に取り組めます。
- ⑥ グリーン購入の積極的推進に取り組めます。

2、地域清掃等の社会貢献活動を積極的に行います。

3、環境に関する法律・規則・協定を遵守します。

4、環境経営システムの内容を、全社員に周知徹底し、環境に対する意識の向上に努めます。

制定日 平成23年10月25日

改訂日 平成26年 7月25日

有限会社 アバククリーン

代表取締役 **牧野 保博**

4. 環境目標

| 環境目標 | | 単位 | 平成29年 (基準年度排出量) 処理量：2,815t | 平成29年度 (排出量/処理量) | 平成30年度 (平成30年8月～令和1年7月) | 令和1年度 (令和1年8月～2年7月) | 令和2年度 (令和2年8月～3年7月) |
|------|-----------------------------------|---|----------------------------------|---------------------|---|---|---|
| 1 | 二酸化炭素排出量の削減 | kg-CO ₂ kg-CO ₂ /t | 84,098.26 | 29.87 | 83,257.73 29.57 基準年比1%削減 (排出量/処理量) | 82,416.29 28.28 基準年比2%削減 (排出量/処理量) | 81,575.31 28.97 基準年比3%削減 (排出量/処理量) |
| 1の1 | ガソリン使用量の削減 | kg-CO ₂ kg-CO ₂ /t | 2,878.86 使用量：1,240ℓ | 1.02 | 2,850.07 1.01 基準年比1%削減 (排出量/処理量) | 2,821.28 1.00 基準年比2%削減 (排出量/処理量) | 2,792.49 0.99 基準年比3%削減 (排出量/処理量) |
| 1の2 | 軽油使用量の削減 | kg-CO ₂ kg-CO ₂ /t | 76,105.86 使用量：29,000ℓ | 27.03 | 75,344.80 26.76 基準年比1%削減 (排出量/処理量) | 74,583.74 26.49 基準年比2%削減 (排出量/処理量) | 73,822.68 26.22 基準年比3%削減 (排出量/処理量) |
| 1の3 | 灯油使用量の削減 | kg-CO ₂ kg-CO ₂ /t | 1,295.80 使用量：520ℓ | 0.46 | 1,282.84 0.456 基準年比1%削減 (排出量/処理量) | 1,269.88 0.45 基準年比2%削減 (排出量/処理量) | 1,256.93 0.44 基準年比3%削減 (排出量/処理量) |
| 1の4 | LPG使用量の削減 | kg-CO ₂ kg-CO ₂ /t | 59.03 使用量：19.665kg | 0.02 | 58.44 0.0198 基準年比1%削減 (排出量/処理量) | 57.85 0.0196 基準年比2%削減 (排出量/処理量) | 57.26 0.0194 基準年比3%削減 (排出量/処理量) |
| 1の5 | 電気使用量の削減 | kg-CO ₂ kg-CO ₂ /t | 3,758.71 使用量：7,782kwh | 1.34 | 3,721.12 1.33 基準年比1%削減 (排出量/処理量) | 3,683.54 1.31 基準年比2%削減 (排出量/処理量) | 3,345.95 1.30 基準年比3%削減 (排出量/処理量) |
| 2 | 軽油使用の 燃費向上 | km/ℓ | 燃費：6.06 km/ℓ | — | 6.12 基準年比1%向上 (走行距離/使用燃料) | 6.18 基準年比2%向上 (走行距離/使用燃料) | 6.24 基準年比3%向上 (走行距離/使用燃料) |
| 3 | ガソリン使用の 燃費向上 | km/ℓ | 燃費：10.01 km/ℓ | — | 10.11 基準年比1%向上 (走行距離/使用燃料) | 10.21 基準年比2%向上 (走行距離/使用燃料) | 10.31 基準年比3%向上 (走行距離/使用燃料) |
| 4 | 自社発生廃棄物(一般)の削減 | ton | 0.66 | - | 0.653 基準年比1%削減 | 0.647 基準年比2%削減 | 0.640 基準年比3%削減 |
| 5 | 総排水量(使用水量)の削減 | m ³ | 67 | - | 66.33 基準年比1%削減 | 65.66 基準年比2%削減 | 64.99 基準年比3%削減 |
| 6 | グリーン購入の推進 | 品目 | 9 | - | 10品目以上 | 11品目以上 | 12品目以上 |
| 7 | 排出事業者への情報提供 [シュレッダーの分別表の作成・配布] | 件 | 60 | - | 60件以上 | 60件以上 | 60件以上 |
| 8 | 地域の環境整備 {地域清掃等の社会貢献活動} | 回 | 12 | — | 12回以上 | 12回以上 | 12回以上 |

5. 環境目標の実績

| 目標 | | 基準年 (H29年度) (H29/8~H30/7) | 平成30年度 (H29/8~H30/7) 処理量 t | | | | | |
|----|-------------|--|----------------------------------|---|----|--|----|-------|
| | 二酸化炭素排出量の削減 | 29.87 kg-CO ₂ /t (排出量/処理量) 平成29年度実績 84,098.26 kg-CO ₂ | 目標 | 基準年比1%削減 29.57 kg-CO ₂ /t 83,257.73 kg-CO ₂ | 実績 | 29.86 kg-CO ₂ /t 84,681.07 kg-CO ₂ (1%増) | 結果 | 目標未達成 |
| 1 | 電気使用量の削減 | 1.34 kg-CO ₂ /t (排出量/処理量) 平成29年度実績 7,782kwh | 目標 | 基準年比1%削減 1.33 kg-CO ₂ /t | 実績 | 1.06 kg-CO ₂ /t (20%減) | 結果 | 目標達成 |
| | ガソリン使用量の削減 | 1.02 kg-CO ₂ /t (排出量/処理量) 平成29年度実績 1,240ℓ | 目標 | 基準年比1%削減 1.01 kg-CO ₂ /t | 実績 | 1.11 kg-CO ₂ /t (10%増) | 結果 | 目標未達成 |
| | 軽油使用量の削減 | 27.03 kg-CO ₂ /t (排出量/処理量) 平成29年度実績 29,000ℓ | 目標 | 基準年比1%削減 26.76 kg-CO ₂ /t | 実績 | 27.53 kg-CO ₂ /t (3%減) | 結果 | 目標未達成 |
| | 灯油使用量の削減 | 0.46 kg-CO ₂ /t (排出量/処理量) 平成29年度実績 520ℓ | 目標 | 基準年比1%削減 0.456 kg-CO ₂ /t | 実績 | 0.16 kg-CO ₂ /t (65%減) | 結果 | 目標達成 |
| | LPG使用量の削減 | 0.02 kg-CO ₂ /t (排出量/処理量) 平成29年度実績 19,665kg | 目標 | 基準年比1%削減 0.0198 kg-CO ₂ /t | 実績 | 0.019 kg-CO ₂ /t (4%減) | 結果 | 目標達成 |

| | | | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------------------|----|--------------------------|----|-----------------|----|-------|
| 2 の 1 | 軽油使用の燃費向上 | 平成29年度実績 6.06 km/ℓ | 目標 | 平成29年度比1%向上 6.12 km/ℓ | 実績 | 5.80 km/ℓ (5%減) | 結果 | 目標未達成 |
|-------------|-----------|-----------------------|----|--------------------------|----|-----------------|----|-------|

| | | | | | | | | |
|-------------|-------------|------------------------|----|---------------------------|----|-------------------|----|------|
| 2 の 2 | ガソリン使用の燃費向上 | 平成29年度実績 10.01 km/ℓ | 目標 | 平成29年度比1%向上 10.11 km/ℓ | 実績 | 10.33 km/ℓ (2%向上) | 結果 | 目標達成 |
|-------------|-------------|------------------------|----|---------------------------|----|-------------------|----|------|

| 目標 | 基準年 (H29 年度) (H29/8~H30/7) | 平成 29 年度 (H29/8~H30/7) | | | | | |
|----------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------|----|---------------|----|------|
| | | 目標 | 実績 | 結果 | | | |
| 3 自社発生廃棄物 (一般)の削減 | 0.660 t | 目標 | 基準年比 1%削減 0.653 t | 実績 | 0.56 t (14%減) | 結果 | 目標達成 |

| | | | | | | | |
|-----------------|-------------------|----|-----------------------------------|----|-----------------------------|----|-------|
| 4 総排水量(使用水量)の削減 | 67 m ³ | 目標 | 基準年比 1%削減 66.33 m ³ | 実績 | 76.00 m ³ (15%増) | 結果 | 目標未達成 |
|-----------------|-------------------|----|-----------------------------------|----|-----------------------------|----|-------|

| | | | | | | | |
|-------------|------|----|---------|----|---------|----|------|
| 5 グリーン購入の推進 | 9 品目 | 目標 | 10 品目以上 | 実績 | 10 品目達成 | 結果 | 目標達成 |
|-------------|------|----|---------|----|---------|----|------|

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|------|----|--------|----|------|----|------|
| 6 排出事業者への情報提供 [シュレッダーの分別表の作成・配布] | 60 件 | 目標 | 60 件以上 | 実績 | 60 件 | 結果 | 目標達成 |
|-------------------------------------|------|----|--------|----|------|----|------|

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|----|--------|----|-----|----|-------|
| 7 地域の環境整備 [地域清掃等の社会貢献活動] | 0 | 目標 | 12 回以上 | 実績 | 6 回 | 結果 | 目標未達成 |
|-----------------------------|---|----|--------|----|-----|----|-------|

※ 電力の二酸化炭素排出係数は、九州電力の平成 28 年度調整後排出係数 0.483 kg-CO₂/kWh を使用した。

※ 実績の削減率又は増加率は、目標に対する値を示す。

6. 環境活動計画

| 環境目標とその取組項目 | | 環境目標の達成の手段 | 取組評価 |
|-------------|-----------------------------------|----------------------------------|------|
| 1 | 電気使用量の削減 | エアコンの設定温度を決め、実行する。 | △ |
| | | 照明器具の定期的な清掃・交換 | ○ |
| | | 空調機のフィルターの定期的な清掃(夏場は1回/月) | ○ |
| | | 不用電力の消費抑制(不在時・不在箇所は電気を切る) | ○ |
| | | 不用電力の抑制(昼休み時間は消灯する) | ○ |
| | ガソリン・軽油使用量の削減 | 無駄の無い回収ルートの見直し | ○ |
| | | タイヤの空気圧の点検(1回/月) | ○ |
| | | 回転板の空回しをしない | ○ |
| | | アイドリングストップの推進 | ○ |
| | | 車両の燃料使用量と走行距離のチェック | ○ |
| 灯油使用量の削減 | 退社30分前の暖房停止 | △ | |
| LPG使用量削減 | 使用しない夏季は元栓を切る | ○ | |
| 2 の 1 | 軽油使用の燃費向上 | やさしいアクセル操作を心掛ける (急発進・急加速を避ける) | ○ |
| 2 の 2 | ガソリン使用の燃費向上 | やさしいアクセル操作を心掛ける (急発進・急加速を避ける) | ○ |
| 3 | 自社発生廃棄物(一般)の削減 | 当社で発生するコピー用紙の裏表使用の徹底 | ○ |
| | | 出来る限りの可燃物を減らしリサイクル化 | ○ |
| 4 | 総排水量(使用水量)の削減 | 洗車時の水の出しっぱなしをしない | ○ |
| | | トイレの雨水利用 | ○ |
| | | 節水活動の推進(節水表示を行う) | ○ |
| 5 | グリーン購入の推進 | 事務用品の購入時エコマーク商品の優先購入 | ○ |
| | | 再生紙の購入推進 | ○ |
| | | 環境配慮型車両の購入推進 | ○ |
| 6 | 排出事業者への情報提供 [シュレッダーの分別表の作成・配布] | 排出事業者への分別表作成、配布を行い、実行の手伝いを行う | ○ |
| 7. | 地域の環境整備 【地域清掃等の社会貢献活動】 | 地域清掃等の社会貢献活動を積極的に行う。 | × |

7. 環境活動の取組結果に対する評価・次年度の取組について

環境目標 : 二酸化炭素排出量 基準年比 1%削減

《取組結果に対する評価》

わずかに目標未達成、営業活動による営業車の増車の為ガソリンの使用量が大幅に増加した事が要因と考えられる。

《次年度への取組の指針》

近場の営業の際は営業車の使用を控え、自転車を使用する等の活動内容を見直す。

環境目標 : 軽油使用の燃費向上 前年度比 1%向上

《取組結果に対する評価》

目標未達成。回収ルートや収集回収等の見直しを定期的に行ってはいるが、社員の配置換え等において、結果的に燃費の向上にはつながらなかった。

《次年度への取組の指針》

回収ルートや収集回数等の見直しを継続して定期的に行い、アイドリングストップを心掛ける。

環境目標 : ガソリン使用の燃費向上 前年度比 1%向上

《取組結果に対する評価》

目標は達成しているが、新規得意先開拓等の為に使用している営業車に必要な無い荷物等を積んだままにしていた事が要因と考えられる。

《次年度への取組の指針》

必要な無い荷物等は燃費の悪化につながる為、積んだままにしないよう心掛ける。

環境目標 : 自社発生廃棄物（一般）の削減 基準年比 1%削減

《取組結果に対する評価》

基準年比 14 パーセント減で目標達成。

目標達成につながった要因は、社内で印刷する文書類のコピー用紙の裏紙使用と古紙問屋への紙類のリサイクルの推進によるもの。

《次年度への取組の指針》

上記の活動は効果のあるものとして、継続して削減活動を進めていく。

環境目標 : **総排水量(使用水量)の削減 基準年比1%削減**

《取組結果に対する評価》

15%増で目標未達成。

目標達成につながらなかった要因は、本社の水利用が増加した。また、洗車時の水の出しっ放しやトイレの雨水利用が十分でなかったと思われる。

《次年度への取組の指針》

洗車時の水の出しっ放しを無くし、トイレの雨水利用を推進する。

環境目標 : **グリーン購入の推進 10品目以上**

《取組結果に対する評価》

合計10品目で目標達成。再生紙(コピー用紙、トイレトペーパー)、伊万里営業所のコピー機のトナー、ノート、ファイルで目標は達成した。

《次年度への取組の指針》

常時必要な品目は、継続できるように維持努力して、さらに環境配慮製品の購入が進むように努力する

環境目標 : **排出事業者への情報提供[シュレッダーの分別表の作成・配布]**
60件以上

《取組結果に対する評価》

合計60件。目標達成。

《次年度への取組の指針》

目標は達成出来たので、次年度も引き続き推進する。

環境目標 : **地域の環境整備[地域清掃等の社会貢献活動]**
12回以上

《取組結果に対する評価》

目標未達成。昨年度に続き月1回以上の目標に対して、数回に渡り活動に取り組んだが、古参社員の退職により、明確に日程や内容等の計画を立てられなかった事と全体的に活動を行う事が難しかった事が毎月1回以上行う事が出来なかった要因と考えられる。

《次年度への取組の指針》

目標達成する為には、次年度は月末に会議を開き、全体的に行っていた活動を佐賀と伊万里それぞれの事業所に分けて活動を行う日程を決め推進する。

8. 環境関連法規制等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規への違反や訴訟はありません。

また、過去3年間に関係当局からの違反等の指摘はありません。

《関係法令》

廃棄物処理法（一般廃棄物収集・運搬業）

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|---------|-------|-----------|-----------|--|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第7条第1項 | | | 許可 | 当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 |
| 第7条第2項 | | | 許可期間 | 二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 |
| 第7条第13項 | 第4条の5 | | 一般廃棄物処理基準 | 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物処理基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬を行わなければならない。 |
| 第7条第14項 | | | 再委託の禁止 | 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、他人に委託してはならない。 |
| 第7条第15項 | | 第2条の5 | 帳簿の記載 | 一般廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について記載しなければならない。 |
| 第7条第16項 | | 第2条の5 第3項 | 帳簿の保管期間 | 帳簿は保存しなければならない。 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。 |
| 第7条の5 | | | 名義貸しの禁止 | 一般廃棄物収集運搬業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。 |
| 第16条 | | | 投棄禁止 | 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。 |
| 第16条の2 | | | 焼却禁止 | 何人も、定められた方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。 |

廃棄物処理法（産業廃棄物収集・運搬業）

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|-----------|---------------|---------|-------------|--|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第14条第1項 | | 第9条の2 | 許可申請（収集・運搬） | 収集または運搬を業として行なおうとする者は当該業を行なおうとする都道府県知事の許可を受けなければならない |
| 第14条第2項 | 第6条の9 | | 許可更新（収集・運搬） | 産廃の収集運搬の許可の更新期間は5年とする |
| 第14条 第12項 | 第3条第1号第6条項第1号 | 第7条の2の2 | 処理基準 | 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物の処分業者は、産業廃棄物処理基準に従う |
| | | | 収集運搬基準 | ・一般廃棄物の収集・運搬基準による ・車体の外側に産業廃棄物の運搬車である旨の事項を見やすい表示、書面を備える ・収集運搬車の表示は、車体の両面に運搬車である旨、氏名又は名称、許可番号、140ポイント以上等の文字 |
| 第14条第16項 | | | 再委託の禁止 | 産廃の収集運搬業者は、収集若しくは運搬を、他人に委託してはならない 政令で定める基準に従って委託する場合その他省令で定める場合はこの限りでない |
| | 第6条の12 | | 再委託基準 | あらかじめ事業者の書面による承諾を受ける、再受託者に委託契約書に記載した文書を交付する等 |
| 第14条第17項 | | 第10条の8 | 帳簿記載 | 産廃収集・運搬業者は帳簿を記載・保存しなければならない |
| | | | 帳簿記載事項 | 種類ごとに年月日管理標交付者の氏名、交付番号、受け入れ先ごとの受け入れ量運搬処分方法他 |
| | | | 帳簿の保存期間 | 帳簿の保存期間は1年ごと閉鎖、5年間保存する |
| 第14条の2第1項 | | 第10条の9 | 事業範囲の変更許可 | ・事業範囲の変更は都道府県知事の許可を受ける。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときはこの限りでない。 |
| 第14条の2第3項 | | 第10条の2 | 欠格要件の変更届 | ・欠格要件に至ったときは、環境省令で定めるところにより知事へ届け出なければならない。 |
| 第14条第3項 | | 第10条の10 | 変更届 | その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所のほか環境省令で定める事項を変更したときは環境省令で定めるところにより知事へ届ける。 |
| 第14条の3の3 | | | 名義貸しの禁止 | ・産廃収集・運搬業者は自己の名義をもって他人に産廃の収集・運搬を委託してはならない |

廃棄物処理法（特別管理産業廃棄物処理業）

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|------------|--------|---------------------|----------|---|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第14条の4第1項 | | | 知事の許可 | 特管産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない |
| 第14条の4第2項 | 第6条の13 | | 更新期間 | 許可の更新期間は5年とする |
| 第14条の4第12項 | 6条の5 | 第8条の5 | 処理基準 | 収集運搬等の基準 |
| 第14条の4第15項 | | 第10条の6の3 第10条の19 | 再委託の禁止 | 収集・運搬業者及び処分業者は収集若しくは運搬又は処分を、処分業者は処分を他人に委託してはならない。 |
| 第14条の4第16項 | 6条の15 | | 再委託基準 | 委託しようとする者に、事業者から通知された省令で定める事項を文書で通知する。 |
| 第14条の4第18項 | | 第10条の21 | 帳簿記載、保存 | 種類ごとに年月日ほか、1年毎閉鎖、5年保存 |
| 第14条の5第1項 | | 第10条の22 | 事業の範囲の変更 | 事業の範囲を変更しようとするときは知事の許可を受けなければならない、事業の一部の廃止はこの限りでない。 |
| 第14条の5第3項 | | 第10条の23 | 変更届出 | 事業の全部若しくは一部を廃止したときは、住所他省令で定める事項を変更したときは知事に届ける。 |
| 第14条の5第4項 | | 第10条の24 | 欠格要件 | 欠格要件に至ったときは知事に届ける。 |
| 第14条の7 | | | 名義貸しの禁止 | 自己の名義を持って、他人に収集若しくは運搬又は処分を業として行なわせてはならない。 |

廃棄物処理法（管理票）

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|------------|-----|---------------|--------------------|---|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第12条の3 第1項 | | 第8条の20。 21 | 産業廃棄物管理票の交付 | 産業廃棄物を生ずる事業者は、その廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、産業廃棄物管理票を受託者に交付しなければならない。 |
| 第12条の3 第2項 | | 第8条の21の2 | 産業廃棄物管理票写しの保管期間 | 管理票交付者は、管理票の写しを交付した日から5年間保存しなければならない。 |
| 第12条の3 第3項 | | 第8条の23 | 管理票の送付 | 運搬受託者は、当該運搬を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、10日以内に、管理票交付者に当該管理票の写しを送付。 |
| 第12条の3 第7項 | | 第8条の27 | 管理票交付者の報告書 | 管理票交付者は、都道府県知事宛てへ6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関して、報告書の提出をしなければならない。 |
| 第12条の3 第8項 | | | 管理票の写しの送付を受けるまでの期間 | 管理票の写しの送付期間についての規定 |
| 第12条の3 第9項 | | | 管理票の保管 | 運搬受託者は、管理票を5年間保存しなければならない。 |
| 第12条の4 第1項 | | | 虚偽の管理票の交付の禁止 | 産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。 |
| 第12条の4 第2項 | | | 虚偽の管理票の受理の禁止 | 規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。 |
| 第12条の4 第3項 | | | 虚偽の管理票の処理の禁止 | 受託した産業廃棄物の運搬を終了していないにもかかわらず、管理票の送付をしてはならない。 |

家電リサイクル法

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|------|-----|------|----------|---|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第6条 | | | リサイクルの推進 | ・長期使用による廃棄物の抑制 ・廃棄物排出の際、運搬する者等に適切に引渡し、料金の支払いに応じる |

小型家電リサイクル法

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|------|-----|------|----------|--|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第7条 | | | リサイクルの推進 | ・使用済みとなった小型電子機器を排出する場合は分別する。 ・排出する場合は認定事業者引き渡す。 |

自動車リサイクル法

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|--------|-----|------|----------|--|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第8、73条 | | | リサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みとなった自動車を引取業者に引渡す。 ・リサイクル費用を資金管理法人对し預託する。 |

道路交通法

| 法令条項 | | | 要求事項 | 要求内容 |
|------|-----|------|--------------|---|
| 法律 | 施行令 | 施行規則 | | |
| 第62条 | | | 整備不良車両の運転の禁止 | 交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（「整備不良車両」）を運転させ、又は運転してはならない |
| 第57条 | | 第22条 | 乗車又は積載の制限等 | <p>車両の運転者は、当該車両について積載重量等の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。 （施行規則）自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量を超えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ 自動車の長さとその長さの十分の一の長さを加えたものの範囲内 ・幅 自動車の幅内 ・高さ 三・八メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものの範囲内 |

9. 代表者による全体の見直しの結果

平成26年7月25日に環境方針を一部改訂し、更に平成30年8月に新たに3年間の環境目標を設定して環境経営の取組の方向性を定め、平成30年度は令和1年7月まで1年間活動して来ました。

その活動の結果を踏まえ、代表者による全体の見直しを令和1年9月に行いました。

代表者による見直しの結果

令和 1年 9月 30日

代表取締役 牧野 保博

《環境経営システムが有効に機能しているか》

エコアクション21の更新審査を終え、新たな3年間の環境目標の1年目の活動取り組みが過ぎました。さて、本年は、古参社員の退職に伴い、新入社員等の入れ替わりが多々あり、業務の体制の変更を余儀なくしなければならない場面があり、計画の変更を致しました。しかし、その割には、現社員の理解により、有効に機能している方だと思いました。

《環境への取組の実施状況は適切か》

二酸化炭素の排出量は、営業車の増車があり、ガソリンの増加があり目標達成できませんでしたが、軽油、ガソリンの燃費効率は良くなってきている。本社の水の使用量の増加は、事務所の特殊な事情によるものである。地域の環境整備に関しても、前記記載の理由のため目標達成できなかった。

《環境方針、目標、実施計画及びシステムの変更の必要性》

エコアクション21の更新審査を終え、2年目に入りますが、新入社員の業務の一環として、環境整備への教育も行いたい。

《総括》

環境に対して配慮することが経営に結びつくエコアクションの意義が更にわかってもらえたと思う。しかし、今後は目標の設定や実行の為の方法について、なお一層の考慮をし、継続をしていく事が大変大事だと会社全員で認識する必要がある。

以上

「別紙：受託した廃棄物処理量詳細」

平成30年度（30年8月～令和1年7月）

| 処理方法等 | 廃棄物等種類 | 処分方法等 | 処理量 (t) |
|---------------|------------|-------|---------|
| 収集運搬 産業廃棄物 | 廃プラスチック類 | | 173.2 |
| | 〃（紙オムツ） | | 0 |
| | 〃（発泡スチロール） | | 0.18 |
| | ガラスくず等 | | 1.31 |
| | 金属くず | | 10.65 |
| | 廃油 | | 0 |
| | 廃酸 | | 0.39 |
| | 廃アルカリ | | 0.31 |
| | ゴムくず | | 0 |
| | 燃え殻 | | 0 |
| | 汚泥 | | 0.66 |
| | 紙くず | | 0 |
| | 木くず | | 0 |
| | 繊維くず | | 0 |
| | 動植物性残さ | | 0 |
| | 感染性廃棄物（特管） | | 166.1 |
| | 廃油（特管） | | 0.18 |
| | 廃酸（特管） | | 0 |
| 廃アルカリ（特管） | 0 | | |
| 汚泥（特管） | 0 | | |
| 産業廃棄物収集運搬量合計 | | | 353 |
| 収集運搬 一般廃棄物 | 佐賀市 | | 1,230 |
| | 小城市 | | 96 |
| | 伊万里市 | | 1,157 |
| | 神埼市 | | 0 |
| | 吉野ヶ里町 | | 0 |
| 一般廃棄物収集運搬量合計 | | | 2,483 |

※（特管）とは特別管理産業廃棄物の事である。